

「一審も」外れ馬券は経費

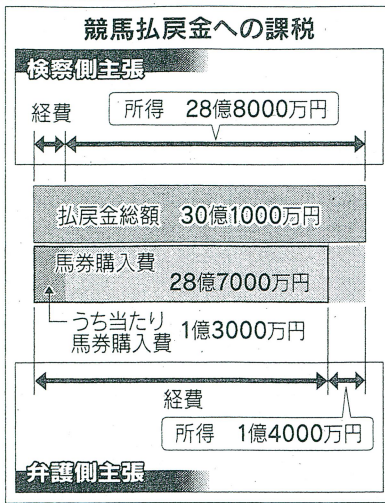
大阪高裁判決 営利目的と認定

競馬脱税

競馬の払戻金を一切申告せず約5億7千万円を脱税したとして、所得税法違反罪に問われた元会社員(40)の控訴審判決で、大阪高裁は9日、外れ馬券の購入費も経費と認定した一審・大阪地裁判決を支持し、検察側の控訴を棄却した。検察側は「払戻金は偶発的な一時所得」と主張したが、判決では購入形態から「営利目的とする継続的行為で雑所得に当たる」と退けた。

払戻金の無申告有罪

米山正明裁判長は、無一して外れ馬券代も経費と申告については一審と同認めた分、脱税額を検察側に有罪とし、雑所得と側の主張より大幅に少な



い約5200万円と認定。元会社員に懲役2月、執行猶予2年(求刑懲役1年)を言い渡した。国税庁は通達で、馬券の払戻金を税法上の「一時所得」に分類。一時所得の場合、経費に認められるのは「収入に直接要した金額」に限られるため、検察側は元会社員のケースも偶発的な一時所得に当たり、当たり馬券代のみが経費」と主張

していた。元会社員は競馬予想ソフトを使ってインターネットを通じて馬券の大量購入を反復継続しており、米山裁判長は「馬券購入を巡る環境が変化し、

払戻金を画一的に一時所得とするのは実態に即さない」と指摘。「長期間を通じて利益を得ようとしている」と判断した。そのうえで一審と同様に「営利目的とする継続的行為」として、総収入から必要経費を差し引ける「雑所得」と認定した。ただ一般的な競馬愛好家による臨時収入は

「一時所得とすることが妥当」とした。検察側は、競馬愛好家の多くは元会社員と同様の方法で購入しているなどとして「一般の競馬の払戻金と所得の性質は変わらない」と訴えていた。これについても判決は「元会社員のような購入方法が広く一般的に行われているとの実情は認められない」と退けた。判決によると、元会社員は土日に開催される全日本の中央競馬のほぼ全レースに賭け続け、2009年までの3年間に、約30億1千万円の払い戻しを受けた。一方で約28億7千万円を馬券代に投入し、利益は約1億4千万円だった。

「ネット」で馬券「半数超

大量・継続的購入は少なく

現在では馬券購入の半数超はインターネットを通じて行われており、口やすくなっている。今回座談会で出入金記録が残るため、窓口での購入にかつ継続的に購入するケースはまれだが、「一時所得」と認めなかった9日の大阪高裁判決について専門家は「実態に合った判断」と評価している。

日本中央競馬会(JRA)によると、インターネットでの馬券購入は2013年は全体の約53%に上ったという。競馬の払戻金の課税を巡っては、札幌国税局が北海道の男性に対して外れ馬券の購入費を経費として認めず、4億円以上の申告漏れを指摘していたことが4月に判明。男性はネットを利用して大量に馬券を購入して利益を得ていたが、購入履歴を保存していなかったという。税務訴訟に詳しい三木義一・青山学院大学教授(税法)は「所得税法上、所得の区分は抽象的にしか決まっていけない」として、通達を根拠に一律に外れ馬券を経費と認めない国税側の対応に疑問を投げかける。そのうえで今回の大阪高裁判決について「一審判決よりも払戻金を『雑所得』として区分けする必要性があることに言及しており、評価できる」と話している。